

地 震 防 災 対 策 基 準

平成18年12月26日

平成23年 4月 1日

平成26年12月 1日

平成28年 4月 1日

平成29年 4月 1日

令和 8年 4月 1日

三重県鳥羽市

目 次

第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 地震防災対策実施上の基本方針
- 第3条 適用

第2章 防災体制及び情報伝達

- 第4条 地震防災対策組織の設置
- 第5条 職務及び権限の委任
- 第6条 情報の伝達経路
- 第7条 旅客に対する情報の伝達

第3章 点検及び整備

- 第8条 平常時の点検及び整備

第4章 船舶の運航中止及び避難等

- 第9条 運航中止
- 第10条 運航中止後の旅客の誘導
- 第11条 運航中止後の船舶の保安
- 第12条 避難先等の通報
- 第13条 運航の再開
- 第14条 発災後の措置

第5章 教育、訓練及び広報

- 第15条 地震防災に関する教育及び訓練
- 第16条 地震防災に関する広報

- 別図1 佐田浜港津波避難経路図
- 別図2 中之郷港津波避難経路図
- 別図3 坂手港津波避難経路図
- 別図4 菅島港津波避難経路図
- 別図5 桃取港津波避難経路図
- 別図6 和具港津波避難経路図
- 別図7 答志港津波避難経路図
- 別図8 神島港津波避難経路図

地震防災対策基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、鳥羽市運航安全管理規程（平成18年12月28日告示第87号）（以下、「運航安全管理規程」という。）第3条に基づき、地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

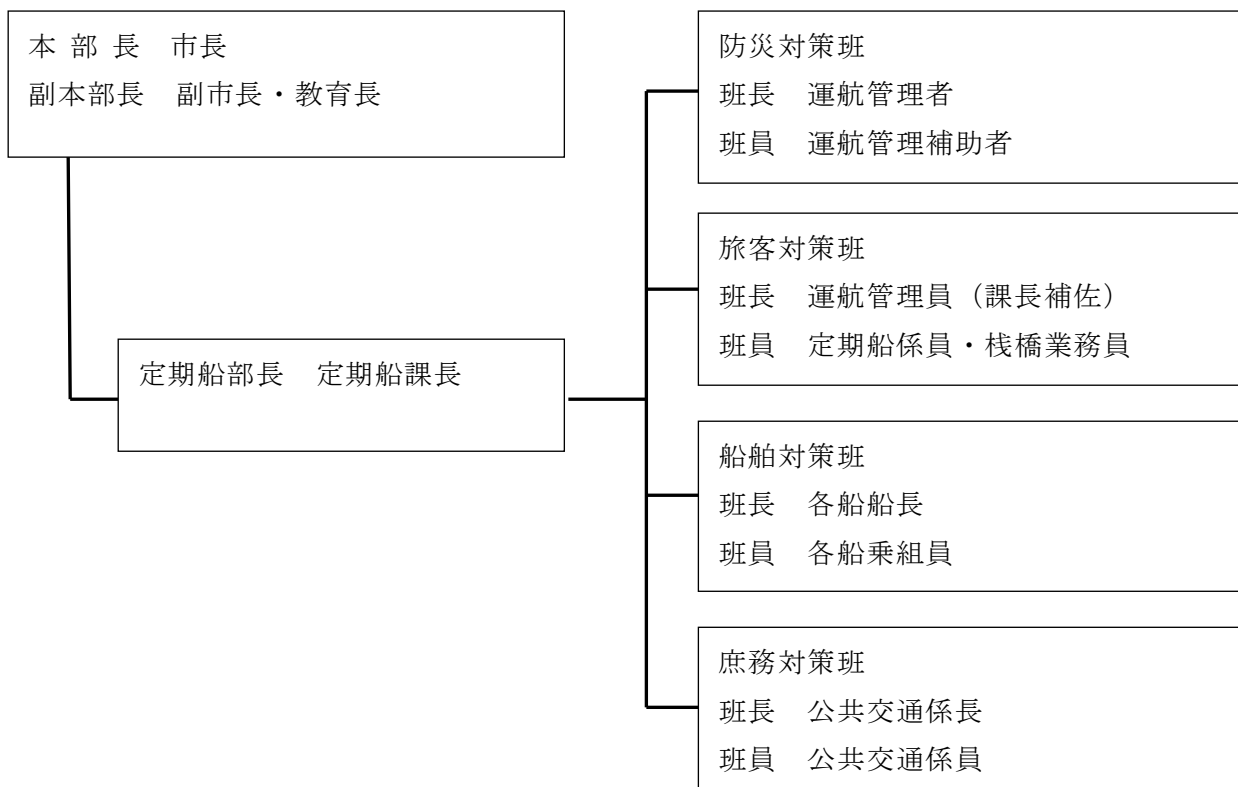
第3条 この基準は、鳥羽市営定期航路に適用する。

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）若しくは津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を次のとおりとする。

(災害対策本部)



(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、次のとおりとする。

地震防災対策組織の要員の職務

職 名	職 務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
部長	部長は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び地震防災対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策班長	1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2 使用港湾（運航中止後の着棧予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市長による避難の指示等の状況を調査する。 3 各船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策班長	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市長の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
船舶対策班長	1 地震等に関連する情報の収集を行うとともに、運航中止、避難等について乗船中の旅客に対し今後の運航予定等を説明する。 2 防災対策班と密接に連絡を取りつつ、適切な運航と旅客の安全な避難誘導を実施するとともに船舶の保全に努める。
庶務対策班長	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2 港湾公共施設及びその他の使用施設の防災措置を行う。
各班員 (非番の者を含む)	各班員は、所属班長の命を受け、地震防災対策を実施する。

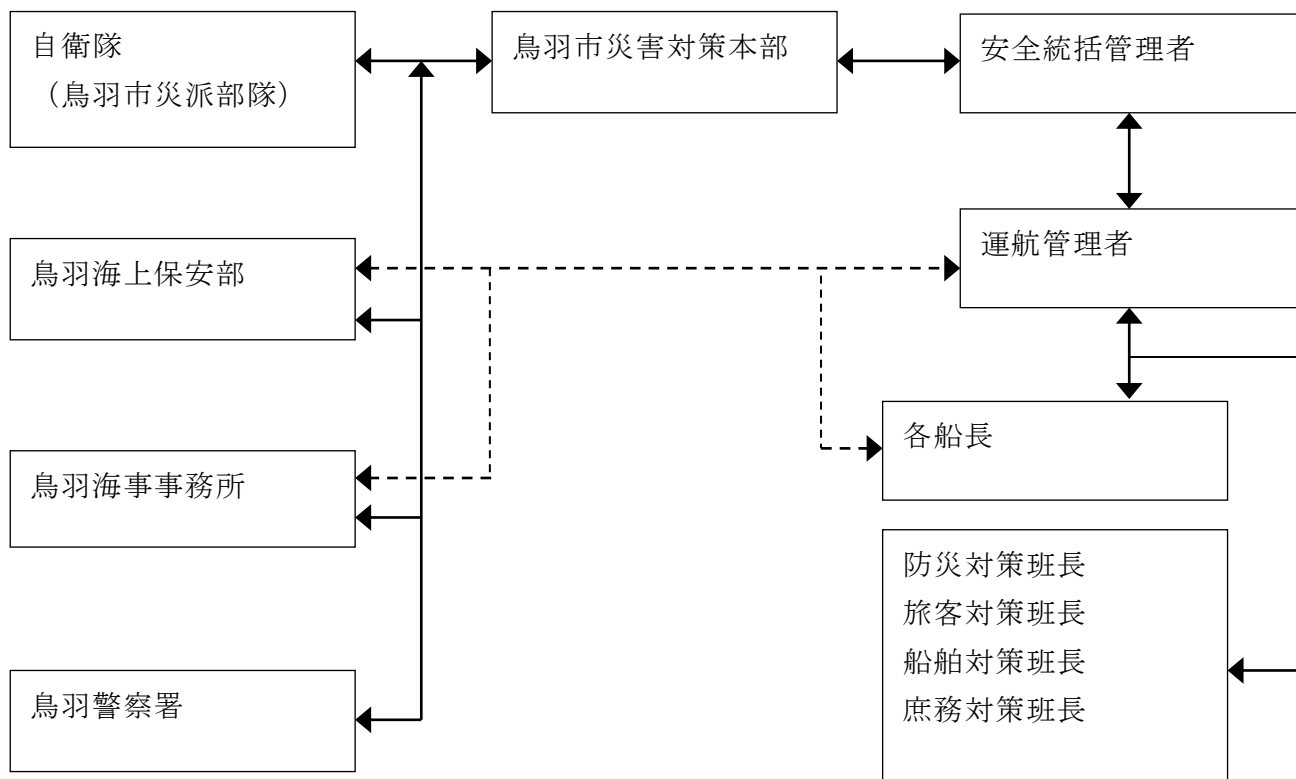
2 対策組織の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに集合するものとする。

3 本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策組織」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することがで

きる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、次のとおりとする。



2 安全統括管理者及び運航管理者は、前項によるほか定期船課で作成する「非常時緊急連絡網」により情報伝達を行う。

3 運航管理者と船長との連絡は、VHF無線電話のほか、あらゆる通信手段をもつて行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 旅客対策班長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) 防災行政無線及びとばメール又はラジオ及びテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市長から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、陸上避難に伴う船舶の係留索の強化措置を講じるた

めあらかじめ必要な装備をしておくものとする。

- 2 運航管理者及び船長は、情報収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態にしておくものとする。
- 3 船長は、陸上避難が困難な場合を想定し、必要な飲料水、寝具等を船内に備蓄しておくものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航の中止)

第9条 船長ならびに運航管理者は、津波警報等が発せられたことを知った場合、又は使用港湾の利用が危険であると認められた場合には、情報を把握し直ちに運航を中止する。

(運航中止後の旅客の誘導)

第10条 前条の規定により運航を中止した場合は、最寄りの安全な栈橋に着栈し速やかに旅客を下船させるものとする。

- 2 旅客を下船させた場合において、市長から居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされる等、旅客の避難が必要とされるときは、船員若しくは陸上作業員により旅客を別図1から別図8の津波避難経路図により避難誘導する。

(運航中止後の船舶の保安)

第11条 運航を中止し旅客の下船が完了した場合において、津波到達までに時間的余裕がある場合は、次のとおり係留索の強化措置を講じなければならない。

- (1) 係留索を増す等の係船強化措置を講じること。
- (2) 機関を停止し燃料バルブを閉鎖すること。

(避難先等の通報)

第12条 船長は運航中止後に着栈した位置及び旅客の避難誘導の状況等を運航管理者(防災対策班長)に通報するとともに、以降の連絡を密にするものとする。

- 2 運航管理者又は防災対策班長は、必要に応じて前項の情報を第6条に規定する伝達経路により通報するものとする。

(運航の再開)

第13条 第9条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。

(発災後の措置)

第14条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第15条 運航管理者は、市単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

- 2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施する

ものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第16条 運航管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所ならびに船内その他の場所に備え付けておくものとする。

別紙1 佐田浜港津波避難経路図



[illegible]

別図 3 坂手港津波避難経路図



別図4 菅島津波避難経路図



別図5 桃取港 津波避難経路図(津波避難場所)

Map of Momotake Port (桃取港) showing tsunami evacuation routes (津波避難経路) and locations (津波避難場所). The map includes contour lines, roads, and various landmarks. A red line indicates the evacuation route from the port area towards the inland. Key locations labeled include Momotake Port (桃取漁港), Momotake Station (桃取駅), Momotake Community Center (桃取コミュニティセンター), and Momotake Shrine (八幡神社). A compass rose is located in the bottom left corner.



別図 6 和具港津波避難経路図





別図 8 神島港津波避難経路図

